

## 令和5年度 児童扶養手当所得制限限度額表

(単位:円)

扶養親族等の数	本人				孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0	1,220,000	490,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	1,600,000	870,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	2,157,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	2,700,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4	3,243,000	2,010,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	3,763,000	2,390,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

<所得額:下記の合算額>

○児童扶養手当施行令第4条第1項による所得額

都道府県民税の総所得金額+退職所得金額+山林所得金額+土地等に係る事業所得等の金額  
+長期・短期譲渡所得金額及び商品先物取引に係る雑所得等

※給与所得又は、公的年金に係る雑所得を有している者は、さらに10万円控除すること。

当該金額が0を下回る場合には0とする。

○児童扶養手当施行令第3条に定める金品等の額の8割相当額(一円未満四捨五入)

請求者が母である場合、その監護する児童の父から対象児童について扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得額の8割相当額(一円未満四捨五入)